

宜野湾市ふるさと応援寄附条例施行規則

平成 21 年 3 月 31 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宜野湾市ふるさと応援寄附条例（平成 21 年宜野湾市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第 2 条 寄附金は、宜野湾市ふるさと応援寄附申込書（様式第 1 号）により受け付けるものとする。

2 市長は、寄附の申し込み又は收受した寄附金が、公序良俗に反するものと思料される場合は、寄附の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定理由及び経過を書面により記録しておくものとする。

(寄附金台帳)

第 3 条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、宜野湾市ふるさと応援寄附金台帳（様式第 2 号）を作成するものとする。

(寄附金の額)

第 4 条 寄附金は、一口 5,000 円とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(公表)

第 5 条 条例第 11 条に規定する公表は、次の各号に掲げる事項とし、毎会計年度の終了後 6 月以内に行うものとする。ただし、寄附者が自らの氏名等の公表を希望しない場合は、これを公表しないものとする。

(1) 寄附者の住所又は所在地

(2) 寄附者の氏名又は法人名

(3) 寄附金の額

(4) 条例第 2 条の規定により寄附者が指定した事業

(5) 宜野湾市ふるさと応援寄附基金の充当事業及び充当金額

2 公表の方法は、「市報ぎのわん」及び市のホームページとする。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。